

こ 成 保 2 4 4  
こ 成 基 4 0  
令和 7 年 3 月 27 日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
各中核市市長

こども家庭庁成育局保育政策課長  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

感染症発生時における幼保連携型認定こども園の  
保育認定子どもに対する保育の提供について（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所における感染症発生時の保育の提供については、保育の実施責任が市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあることから、「保育所における感染症対策ガイドライン」（2018年改訂版）において「最終的な判断は市区町村が保育所の状況を確認したうえで行うものであり、保育所のみ判断で行うものではない点に留意が必要です。」としているところです。

今般、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「感染症発生時における幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平24法65）19条2号及び3号）に対する保育の提供義務等については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平30厚生労働省）等において明確化する方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、下記のとおり、感染症発生時における幼保連携型認定こども園の保育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定（同法第20条第1項及び第3項の認定をいう。）を受けた子どもをいう。以下同じ。）に対する保育の提供について明確化しましたので、各都道府県等におかれましては、内容を御了知の上、域内の市町村、保育所等に対して、遺漏なく周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

感染症発生時において、市町村は、幼保連携型認定こども園が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した幼保連携型認定こども園の保育認定子どもに対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持すること。

その際、「保育所における感染症対策ガイドライン」（2018 年改訂版）等を踏まえて感染症の特性に応じた対策を講じ、感染拡大防止に配慮しつつ保育を行うこと。

（参考）保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）（抄）

感染症が発生した場合には、嘱託医等の指示に従い、必要に応じて市区町村、保健所等に連絡し、感染拡大防止のための措置を講じることが求められます。

また、保育所や地域の感染症の発生状況等から、嘱託医が、感染症を予防する上で臨時に保育所の全部又は一部を休業することが望ましいと判断した場合にも、同様に、市区町村、保健所等に連絡し、情報共有を行いながら、密接に連携し対応することが必要となります。その際、最終的な判断は市区町村が保育所の状況を確認したうえで行うものであり、保育所のみでの判断で行うものではない点に留意が必要です。

### 【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

（電話） 03-6858-0058

（メールアドレス） hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp

こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係

（電話） 03-6861-0054

（メールアドレス） seiikukiban.hourei2@cfa.go.jp